令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱を定めましたのでお知らせします。

1　選考試験日程

区　　分		令和１０年度（令和９年度実施）日程	令和９年度（令和８年度実施）日程
出願期間		４月２３日(金)～ ５月２７日(木)１７：００まで	５月１日(金)～ ５月２８日(木)１７：００まで
第１次選考試験	筆記試験等	７月１０日(土)	７月１８日(土)～７月１９日(日)
	面接試験	７月１１日(日)、７月１２日(月) ７月１７日(土)	７月１８日(土)、７月２０日(月･祝) ７月２１日(火)、７月２５日(土)
	合格者発表	８月上旬（予定）	８月６日（木）
第２次選考試験	面接試験等	８月１８日(水)～８月２４日(火)	８月１９日(水)～８月２３日(日) ８月２５日（火）
	合格者発表	９月中旬（予定）	９月１１日（木）

※校種別の日程は大綱に記載のとおり

【秋募集】

区　　分	令和１０年度（令和９年度実施）日程	令和９年度（令和８年度実施）日程
出願期間	９月１日（水）～１０月２０日（水）	９月１日（火）～１０月２０日（火）
選考試験	東京会場　１０月３０日（土） 大阪会場　１０月３１日（日） 香川会場　１１月　３日（水・祝）	東京会場　１０月３１日（土） 大阪会場　１１月　１日（日） 香川会場　１１月　３日（火・祝）
合格発表	１１月中旬（予定）	１１月１１日(水)

2　昨年度の大綱からの変更点

(1)**第１次選考試験における共通問題の活用**

第１次選考試験の筆記試験については、「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」で作成した共通問題を活用して実施する。

(2)**適性検査の廃止**

第１次選考試験における「適性検査」を廃止する。

(3)**大阪会場受験の対象範囲の拡充**

第１次選考試験の筆記試験については、小学校専願者に加え、特別支援学校小学部志願者、大学３年生先行受験者も大阪会場での受験を可能とする。

また、第１次選考試験の面接試験については、小学校、中学校の志願者に加え、特別支援学校小学部志願者も大阪会場での受験を可能とする。

(4)**特別選考Ⅳの対象範囲の拡充**

大学等から推薦を受けた者を対象とする特別選考Ⅳにおいて、小学校、中学校の志願者に加え、特別支援学校の志願者も出願を可能とする。

(5) **小学校専科教員の希望枠を設置**

中学校教諭を志願する者については、出願の際に小学校における専科教員としての配置可否の申告を可能とする。

(6) **中学校と高等学校の併願を一部教科で実施**

音楽・美術・家庭については、中学校と高等学校の併願を可能とする。

令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験大綱

令和８年１１月
香川県教育委員会
高松市教育委員会

１　受付期間、選考試験日及び合格者発表

(1) 受付期間

令和９年４月２３日（金）～令和９年５月２７日（木）１７：００まで

※出願の方法は、原則として、「インターネットによる出願（電子申請）」のみとする。なお、特段の事情により、インターネットによる出願が困難な場合は、この限りではない。出願の方法等の詳細については令和９年４月公表予定の実施要項に記載する。

(2) 選考試験日及び合格者発表

ア　第１次選考試験　　筆記試験等　７月１０日（土）
面接試験　７月１１日（日）、７月１２日（月）、７月１７日（土）のうち、指定された日
合格者発表　８月上旬（予定）

	10日(土)	11日(日)	12日(月)	17日(土)
小　学　校	● (※1大阪)	面接	面接	面接 (※2大阪)
中　学　校	●	面接	面接	面接 (※2大阪)
高等学校	●	面接	面接	
特別支援学校	● (※1大阪)	面接	面接	面接(※2大阪)
養護教諭	●	面接	面接	
栄養教諭	●	面接	面接	
大学３年生先行受験	● (※1大阪)			

●筆記試験・実技試験の実施日

※1小学校専願者、特別支援学校小学部志願者、大学３年生先行受験者は大阪会場で筆記試験の受験可

※2小学校、中学校、特別支援学校小学部志願者は大阪会場で面接試験の受験可

イ　第２次選考試験　　面接試験等　８月１８日（水）～８月２４日（火）のうち、指定された日
合格者発表　９月上旬（予定）

	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	22日(日)	23日(月)	24日(火)
小　学　校	面接	面接	面接	面接	面接（大阪）	面接	面接
中　学　校	面接	面接	面接	面接	面接（大阪）	面接	面接
高等学校	面接	面接	面接	面接	面接	面接	
特別支援学校	面接	面接	面接	面接	面接	面接	
養護教諭	面接	面接	面接	面接			
栄養教諭	面接	面接	面接	面接			

※中学校、高等学校、特別支援学校で募集する教科及び養護教諭、栄養教諭の採用の有無は、令和９年４月公表予定の実施要項において発表する。

２　選考試験の場所

ア　第１次選考試験　　筆記試験等　香川県立高松工芸高等学校、
香川県立高松商業高等学校、
香川県教育センター、香川県庁北館及び
大阪会場（小学校専願者・特別支援学校小学部志願者・大学３年生先行受験者）

面接試験等　香川県教育センター、香川県庁北館及び
大阪会場（小学校、中学校・特別支援学校小学部志願者）

イ　第２次選考試験　　面接試験等　香川県教育センター、香川県庁北館等及び
大阪会場（小学校、中学校のみ）

３　出願資格

出願可能な校種等	一般選考	特別選考Ⅰ										特別選考Ⅱ（障害者を対象とした選考）	特別選考Ⅲ（他の都道府県の現職者）	特別選考Ⅳ（大学等推薦者）	特別選考Ⅴ（前年度第一次試験に合格した本県講師等）	大学3年生先行受験（教養試験のみ受験可能）
		①民間企業等経験者	②本県／他の都道府県の元職者	③本県／他の都道府県の現職者	④現に本県実習助手又は寄宿舎指導員	⑤本県講師等経験者	⑥複数免許所有者	⑦一定の英語力をもつ者	⑧国内の教職大学院修了者又は修了予定者	⑨各種競技大会、コンクール、展覧会等における実績者	⑩大学３年生先行受験通過者					
小学校	●		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	▲
中学校	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	▲
高等学校	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			▲
特別支援学校	●	●	●	●	●	●			●		●	●	●	●		▲
養護教諭、栄養教諭	●	●	●	●	●	●					●	●				▲

●令和１０年度の採用予定者が出願、▲令和１１年度以降の採用予定者が出願

学校教育法第９条及び地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない者であって、次の(1)～(7)の選考区分ごとに掲げる条件の**いずれにも該当する者**であること。

令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律第２条第８項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者であること。

(1) 一般選考

ア　次の①・②のいずれかに該当する者

①　教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は令和１０年３月３１日までに当該免許状を取得見込みの者

②　教諭、養護教諭又は栄養教諭を志願する者で、民間企業等において通算３年以上の勤務経験※1（教育に関する職務を除く。）を有し教員免許状を保有していない者で、令和１２年３月３１日までに当該免許状を取得する意思のある者※2

※1　勤務経験には、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊等としての活動経験を含め

ることができる。（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく活動経験を含む。）

※2　第１次選考試験及び第２次選考試験をすべて受験した上で合格した者に対し、当該教員免許状を取得するための猶予期間を最大２年間認める。

イ　昭和４０年４月２日以後に生まれた者

(2) 特別選考Ⅰ（第１次選考試験における「教養試験」を免除）

※令和９年度教員採用選考試験（令和８年度実施）まで「総合教養」と呼ばれていた試験を、令和１０年度教員採用選考試験（令和９年度実施）から「教養試験」という名称に変更する。

ア　次の①～⑩のいずれかに該当する者

① 教諭（中学校、高等学校又は特別支援学校に限る。）、養護教諭又は栄養教諭を志願する者で、民間企業等において通算３年以上の勤務経験※1（教育に関する職務を除く。）を有し、その勤務経験により、出願教科・科目等に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められる者

② 過去において本県又は他の都道府県の公立学校又は国立大学附属学校、私立学校の教諭等（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭を含む。）（以下「教諭等」という。）、養護教諭又は栄養教諭の職にあった者

③ 現に本県又は他の都道府県の公立学校又は国立大学附属学校、私立学校の教諭等、養護教諭又は栄養教諭の職にある者（ただし、特別選考Ⅲに出願する者を除く。）

④ 現に本県公立学校において、実習助手又は寄宿舎指導員の職（臨時又は非常勤の者を除く。）に５年以上ある者

⑤ 本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で、講師等※3として、令和５年４月１日から令和９年５月２７日までに、通算１３か月以上の勤務実績（異校種の勤務実績を合算することができる。）がある者

⑥ 小学校又は中学校の教諭を志願する者のうち、本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で、講師等※3として、令和８年４月１日から令和９年５月２７日までに、１か月以上の勤務実績がある者で、次の（A）又は（B）のいずれかに該当する者。ただし、（A）については、同じ校種・教科の免許状（専修、１種、２種）は除く。

（A） 出願時に、小学校、中学校又は特別支援学校の普通免許状のうち、２つ以上を有している者

（B） 出願時に、複数の教科の中学校の普通免許状を有している者

⑦ 小学校の教諭を志願する者のうち、次の(A)に該当し、かつ(B)又は(C)のいずれかに該当する者

（A） 次の[ａ]～[ｃ]のいずれかに該当する者 **必須**

[ａ] 中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する者

[ｂ] 英語を母語とする者又はヨーロッパ言語共通参照枠（ＣＥＦＲ）Ｂ２相当以上の英語力を有する者

[ｃ] 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、２４か月以上の英語を使用した留学又は勤務の経験がある者

（B） 本県の国公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、講師等※3として令和５年４月１日から令和９年５月２７日までに、通算１２か月以上の勤務経験がある者

（C） 本県の国公立小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、外国語指導助手として、令和５年４月１日から令和９年５月２７日までに、通算２４か月以上の勤務経験がある者

⑧ 高等学校又は特別支援学校の教諭を志願する者のうち、国内の教職大学院を修了した者又は令和１０年３月３１日までに修了見込みの者

⑨ 小学校、中学校又は高等学校の教諭を志願する者のうち、その実績により、出願教科・科目等に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められる者

・スポーツの分野において優秀な実績を有する者（国際大会への出場等）、又はこれら

の者を指導育成した実績を有する者
・修士号、博士号等の学位の保有者
・各種競技大会、コンクール、展覧会等における実績者

⑩　前年度までに実施された本県教員採用選考試験において、大学３年生先行受験を受験し、通過の判定となった者。ただし、この特別選考によって、第１次選考試験の総合教養（令和１０年度教員採用選考試験（令和９年度実施）からは「教養試験」に名称を変更）の免除を受けたことがある者を除く。

※３　任期付職員若しくは臨時的任用職員として勤務している講師、養護助教諭、学校栄養職員又は会計年度任用職員（週 30 時間以上）として勤務している者をいう。

イ　(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者。ただし、特別選考Ⅰ①、⑦又は⑨に該当する者※4にあっては、特別免許状の授与資格を有する場合は、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても受験できるものとする。

また、特別選考Ⅰ⑥については、教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者とする。

なお、養護教諭又は栄養教諭の出願者については、各相当の普通免許状を有する者でなければならない。

※４　特別選考Ⅰ①、⑦又は⑨で出願を希望する場合は、事前に出願資格の有無について問い合わせること。なお、特別免許状の授与資格を有する場合は、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても受験できる。

ウ　昭和４０年４月２日以後平成２１年４月１日以前に生まれた者

(3) 特別選考Ⅱ（障害者を対象）

ア　身体障害者手帳（１級から６級）、療育手帳（ⒶからＢ）又は精神障害者保健福祉手帳（１級から３級）の交付を受けた者

イ　(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者。ただし、特別選考Ⅰ①、⑦又は⑨に該当する者にあっては、特別免許状の授与資格を有する場合は、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても受験できるものとする。

ウ　昭和４０年４月２日以後平成２１年４月１日以前に生まれた者

※試験の実施にあたっては、必要に応じて手話通訳者の準備や受験上の配慮等を行う。また、特別選考Ⅱに該当していても他の選考区分で受験することもでき、その場合も必要に応じて準備や配慮を行う。

(4) 特別選考Ⅲ（他県で現職にある者を対象、第１次選考試験のすべてを免除）

ア　現に他の都道府県の公立学校の教諭等の職にある者で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭を志願する者。ただし、出願時と同一の種別、教科・科目に限り出願できることとする。

イ　(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者

ウ　昭和４０年４月２日以後平成１２年４月１日以前に生まれた者

※なお、７月～８月実施の本県の採用選考試験を受験していない者で、小・中学校の他県現職者については、10, 11 月に実施する「秋募集」の受験が可。(P6 参照)

(5)　特別選考Ⅳ（大学等から推薦を受けた者を対象、第１次選考試験のすべてを免除）

ア　小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部※5を志願する者のうち、小学校、中学校又は特別支援学校の一種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院又は教職大学院に在籍※6し、推薦条件※7を満たし、学長等が推薦する者

※５　ただし高等部の出願については、令和９年４月公表予定の「令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験実施要項」で、試験を実施すると記載されている教科・科目に限る。

※６　令和１０年３月に大学卒業見込み又は大学院修了見込みであること。

※７　詳細は、令和９年４月公表予定の「令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項」において発表する。

イ　(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者
ウ　昭和４０年４月２日以後に生まれた者

(6)　特別選考Ⅴ（前年度第１次選考試験に合格した本県講師等を対象、第１次選考試験のすべてを免除）
ア　小学校又は中学校教諭を志願する者のうち、令和９年度（令和８年度実施）香川県公立学校教員採用選考試験において、第１次選考試験に合格した者（ただし、前年度と同一校種、教科を受験する者）
イ　令和９年度、本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校で講師等※8として勤務※9する者
※8　任期付職員若しくは臨時的任用職員として勤務している講師、養護助教諭、学校栄養職員又は会計年度任用職員（週30時間以上）として勤務している者をいう。
※9　令和９年４月１日から令和９年５月２７日までの間に、勤務実績（任用予定を含む）がある者をいう。
ウ　(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者
エ　昭和４０年４月２日以後に生まれた者

(7)　大学３年生先行受験（大学３年次に在籍する者を対象、第１次選考試験における「教養試験」のみ受験、通過した場合は４年次以降に受験する第１次選考試験における「教養試験」を１回に限り免除）
ア　教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は令和１１年３月３１日までに当該免許状を取得見込みの者
イ　昭和４１年４月２日以後に生まれた者

４　併願
次のア、イ、ウの場合に限って、併願することができる。
ア　小学校と中学校の併願（特別選考Ⅲ・Ⅳを除く。）
　ただし、一般選考と特別選考Ⅳの併願は可。
イ　養護教諭の小学校・中学校と養護教諭の高等学校・特別支援学校の併願
ウ　音楽・美術・家庭における中学校と高等学校の併願（特別選考Ⅲ・Ⅳを除く。）
　ただし、一般選考と特別選考Ⅳの併願は可。

５　試験内容等
(1)　試験内容等

	試験内容等		備　考
第１次選考試験	筆記試験	教養試験	
		専門試験	小学校と中学校の併願者は二つ受験する
		特別支援教育に関する専門試験	特別支援学校志願者
	実技試験	中学校及び高等学校のうち指定する教科・科目等	中学校及び特別支援学校中学部並びに高等学校及び特別支援学校高等部のうち指定する教科・科目等志願者
	面接試験	集団面接	
第２次選考試験	模擬授業	学級経営・教科に関するもの	
	面接試験	個人面接	
		英語による面接	英語志願者

※第１次選考試験の筆記試験については、「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」で作成した共通問題を活用して実施する。それに伴い、令和９年度教員

採用選考試験（令和８年度実施）まで「総合教養」、「専門教養」と呼ばれていた試験を、令和１０年度教員採用選考試験（令和９年度実施）からそれぞれ「教養試験」、「専門試験」という名称に変更する。

(2) 第１次選考試験の免除

ア　特別選考Ⅰで出願をする者については、教養試験を免除する。

イ　特別選考Ⅲ・Ⅳ・Ⅴで出願する者については、すべてを免除する。

(3) 第１次選考試験における専門試験（英語）の免除

中学校又は高等学校（特別支援学校の中学部又は高等部）の英語志願者のうち、次の免除要件を満たした者は、第１次選考試験における専門試験（英語）の受験免除を申請できる。

実用英語技能検定（(公財) 日本英語検定協会）	１級合格	※いずれも令和４年４月１日以降の取得に限る。出願後に取得したものは認めない。
TOEIC L&R（(一財) 国際ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ協会） ※公開テストによるスコアのみを対象とする	850 点以上	
TOEFL（ETS Japan 合同会社）	iBT95 点以上またはバンドスコア 5.0 以上	
IELTS（(公財) 日本英語検定協会）	7.0 点以上	

免除を希望する場合は、資格を証明できる書類の写しを出願時に提出すること。また、第１次選考試験当日に資格を証明できる書類の原本を持参し提示する必要がある。原本の提示がない場合は、免除することはできない。

(4) 第１次選考試験の加点要件

次の加点要件を満たした者には、第１次選考試験の総合成績に加点する。ただし、(2)(3)については、いずれか一方のみの加点とする。

	加点要件	点数
(1)	中学校教諭に出願する者で、出願時に、「美術」「技術」「家庭」のいずれかを含む複数の中学校教諭普通免許状を有する者、又は令和１０年３月３１日までに当該免許状を取得見込みの者	５点
(2)	高等学校教諭に出願する者で、出願時に、出願に必要な教科以外の教科の高等学校教諭普通免許状を有する者、又は令和１０年３月３１日までに当該免許状を取得見込みの者。ただし、次の（A）、（B）に該当する場合を除く。 （A）地理歴史科又は公民科の科目に出願する者で、地理歴史の高等学校教諭普通免許状と公民の高等学校教諭普通免許状の２つを有している者 （B）出願する教科の高等学校教諭普通免許状と当該教科の実習を担任する教諭の免許状の２つを有している者	５点
(3)	高等学校教諭に出願する者で、出願時に、特別支援学校普通免許状を有する者、又は令和１０年３月３１日までに当該免許状を取得見込みの者	５点

加点を希望する場合は、出願時に願書の加点申請制度の項目で「希望する」を選択した上で、免許状（又は免許状の取得見込み証明書）の写しを提出すること。また、第１次選考試験当日に免許状（又は免許状の取得見込み証明書）の原本を持参し提示する必要がある。原本の提示がない場合、加点することはできない。

なお、令和１０年３月３１日までに加点対象となる免許状が取得できなかった場合は、第２次選考試験に合格していても、採用を取り消す場合がある。

(5) 小学校専科教員の希望枠を設置

中学校教諭を志願する者については、出願の際に小学校における専科教員としての配置可否の申告を可能とする。受験内容は、中学校教諭の試験内容とする。小学校教諭普通免許状を所有していない又は取得見込みでない場合でも、申告は可能。

6　秋募集

(1) 受付期間、選考試験日及び合格者発表

ア 受付期間

郵送：９月１日（水）～１０月２０日（水）

イ 選考試験日及び合格者発表

選考試験　　東京会場　１０月３０日（土）
　　大阪会場　１０月３１日（日）
　　香川会場　１１月　３日（水・祝）

合格者発表　　１１月中旬（予定）

(2) 選考試験の場所

各会場の詳細については、８月下旬公表予定の実施要項に掲載する。

(3) 出願資格

学校教育法第９条及び地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない者であり、令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験（令和９年７月～８月実施）を受験していない者で、次の①、②の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当する者であること。

令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律第２条第８項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者であること。

① 選考Ⅰ（他県等で現職にある者を対象）

ア　現に他の都道府県の公立学校の教諭等の職にある正規職員で、小学校又は中学校（全教科）の教諭を志願する者。ただし、出願時の職と同一の校種、教科に限り出願できるものとする。

イ　教育職員免許法により授与される各相当の有効な普通免許状を有する者

ウ　昭和４０年４月２日以後平成１２年４月１日以前に生まれた者

② 選考Ⅱ（大学等から推薦を受けた者を対象）

ア　小学校又は中学校教諭を志願する者のうち、小学校又は中学校一種（専修）普通免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院又は教職大学院に在籍※1し、推薦条件※2を満たし、学長等が推薦する者

※１　令和１０年３月に大学卒業見込み又は大学院修了見込みであること。

※２　詳細は、令和９年４月予定の「令和１０年度香川県公立学校教員採用選考試験大学等推薦特別選考実施要項」において発表する。

イ　３(1)一般選考のア①に示す要件を満たす者

ウ　昭和４０年４月２日以後に生まれた者

(4) 試験内容等

	試験内容等		備　考
選考試験	模擬授業	学級経営・教科に関するもの	
	面接試験	個人面接	
		英語による面接	英語志願者

7　選考結果の開示

(1) 情報提供

選考の結果については、出願時に情報提供の希望を記載することにより不合格者に対して、選考結果通知書に総合ランク（A、B、Cの３段階）を記載して情報を提供する。また、出願時に情報提供の希望を記載することにより希望者に対して、個人得点について情報を提供する。

(2) 開示手続

(1)の情報提供を希望しなかった場合でも、不合格者は、香川県教育委員会事務局の窓口にて、選考試験の総合ランク（A、B、Cの３段階）について口頭により情報提供の請求を行うことができる。※1また、合否にかかわらず希望者は、個人得点について情報提供の請求を行うことができる。

情報提供の請求は、それぞれの合格者発表の日から１月間とする。ただし、受験者本人であることの確認が必要となる。

※１　「大学３年生先行受験」の受験者には総合ランクの情報提供は行わない。